

## さいたま市告示第498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ルミネ大宮

所 在 地 さいたま市大宮区錦町630番地

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 東日本旅客鉄道株式会社

代 表 者 代表取締役社長 深澤 祐二

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名 称 株式会社ルミネ

代 表 者 代表取締役社長 表 輝幸

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

#### (3) 変更しようとする事項

##### ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	収容台数
大宮駅屋上駐車場	210台
市営桜木駐車場	80台
合計	290台

(変更後)

駐車場	収容台数
大宮駅屋上駐車場	290台

##### イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
大宮駅屋上駐車場	午前6時30分～午後10時30分
市営桜木駐車場	午前8時00分～午後10時00分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
大宮駅屋上駐車場	午前6時30分～午後10時30分

(イ) 駐車場の出入口の数

(変更前)

駐車場	出入口の数
大宮駅屋上駐車場	入口 1 箇所、出口 1 箇所
市営桜木駐車場	入口 2 箇所、出入口 2 箇所
合計	6 箇所

(変更後)

駐車場	収容台数
大宮駅屋上駐車場	入口 1 箇所、出口 1 箇所
合計	2 箇所

(4) 変更の年月日

令和 6 年 3 月 2 5 日

(5) 変更する理由

市営桜木駐車場閉鎖のため

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 2 8 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 6 年 3 月 1 3 日から令和 6 年 7 月 1 6 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 4 4

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目 1 2 4 番地 1

電話 0 4 8 ( 6 4 6 ) 3 0 9 3

FAX 0 4 8 ( 6 4 6 ) 3 1 5 1

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 3 月 1 3 日から令和 6 年 7 月 1 6 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 3 3 0 - 9 5 8 8

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 4 4